

## 目 次

告 示	ページ
12 新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正	1
公平委員会規則	
3 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	1

## 告 示

### 新潟県市町村総合事務組合告示第 12 号

新潟県市町村総合事務組合指定金融機関等の名称、位置及び事務取扱区分（平成 16 年告示第 5 号）の一部を次のとおり改正し、新潟市事務所の項に係る変更については平成 26 年 9 月 1 日から実施した。

平成 26 年 10 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

2 新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業の事務の(2) 収納代理金融機関の表新潟市事務所の項中

「	新潟県労働金庫	山の下支店	新潟県労働金庫	新潟南支店	」
を	新潟県労働金庫	山の下支店	新潟県労働金庫	新潟南支店	」
「	新潟県労働金庫	新潟西支店	新潟南支店	新潟南支店	」

に改める。

## 公 平 委 員 会 規 則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 26 年 10 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 堀 川 徹 夫

### 新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 3 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項中

「

中 学 校	校長、教頭
-------	-------

を

」

「

中 学 校	校長、教頭
特別支援学校	校長、教頭

に改める。

」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。